芦総人第１３１５号
令和元年１１月１６日

芦屋市臨時・嘱託職員共闘委員会
委員長　　山口　麻子　様

芦屋市長　伊　藤　　舞

令和元年１２月期の非常勤嘱託職員の割増報酬，臨時的任用職員の期末手当及びその他勤務条件について（最終回答）

２０１９年１１月１日付け文書で要求のあった標記の件について，次のとおり最終回答する。

記

１　令和元年１２月期の非常勤嘱託職員の割増報酬について
　別紙１のとおり

２　令和元年１２月期の臨時的任用職員の期末手当について
　別紙２のとおり

以　上

別紙１

令和元年１２月１日に在職する非常勤嘱託職員に支給する割増報酬の支給基準

臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬，費用弁償及び勤務時間等に関する規則（昭和３９年芦屋市規則第２２号）第２条第３項及び第３条第２項の規定に基づき，再雇用嘱託職員，幼稚園養護員及びその他の嘱託職員（以下「非常勤嘱託職員」という。）に支給する割増報酬の支給基準を次のとおり規定する。

１　支給対象者

支給対象者は，令和元年１２月１日に在職している非常勤嘱託職員とする。ただし，その者が受けている報酬額に，割増報酬相当分が算入されている場合は，支給しない。

２　支給額

(1)　支給額は，令和元年６月２日から令和元年１２月１日までの間（以下「算定期間」という。）におけるその者の勤務日数（臨時的任用職員としての勤務期間を含む。）に応じて，その者の月額報酬に令和元年度における通算経験年数に応じた加算額を加えた額に，別表１に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

(2)　１日当たりの勤務時間が，一般職の職員の勤務時間と概ね同一でない者の勤務日数の計算は，算定期間における総実働時間数を「７．２５」で除して得た数をその者の勤務日数とする。

３　支給日

令和元年１２月１０日（火）

以　上

別表１

勤　務　日　数	支　給　割　合
９５日以上	２．２５月
７５日以上９５日未満	１．８７月
５０日以上７５日未満	１．５５月
２５日以上５０日未満	１．１１月
１０日以上２５日未満	０．６６月
１日以上１０日未満	０．１７月
１日未満	０月

別紙２

令和元年１２月１日に在職する臨時的任用職員に支給する期末手当の支給基準

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例付則第２９項（定数外職員の給与）の規定に基づき，次のとおり期末手当の支給基準を定める。

１　支給対象者

支給対象者は，令和元年１２月１日に在職している臨時的任用職員とする。ただし，その者が受けている賃金に，期末手当相当分が算入されている場合は，支給しない。

２　支給額

支給額は，令和元年６月２日から令和元年１２月１日までの間（以下「算定期間」という。）におけるその者の勤務日数（非常勤嘱託職員としての勤務期間を含む。）に応じて，その者の賃金日額に資格加算額及び令和元年度における通算経験月数に応じた加算額を加えた額（賃金を時間単価で支給する者については，時間単価の算出の基礎となる賃金日額に資格加算額及び令和元年度における通算経験月数に応じた加算額を加えた額）に，以下の区分に掲げる日数を乗じて得た額とする。

ただし，賃金を時間単価で支給する者又は１日当たりの勤務時間が，一般職の職員の勤務時間と概ね同一でない者の勤務日数の計算は,算定期間における勤務時間数を「７．７５」で除して得た数をその者の勤務日数として取り扱う。

(1)	上記期間内に９５日以上勤務した場合	３４．５日
(2)	〃　８５日以上９５日未満勤務した場合	３１日
(3)	〃　７５日以上８５日未満勤務した場合	２８日
(4)	〃　６５日以上７５日未満勤務した場合	２６日
(5)	〃　５４日以上６５日未満勤務した場合	２３日
(6)	〃　４３日以上５４日未満勤務した場合	２０日
(7)	〃　２９日以上４３日未満勤務した場合	１３日
(8)	〃　１４日以上２９日未満勤務した場合	９日
(9)	〃　４日以上１４日未満勤務した場合	５日
(10)	〃　１日以上４日未満勤務した場合	２日
(11)	〃　１日未満勤務した場合	０日

３　支給日

令和元年１２月１０日（火）

以　上